

## 愛知県立大学教務事務電子計算処理データの利用に関する取扱要綱

- 1 この要綱は、教務事務電子計算処理データ（以下「データ」という。）の利用に関し、事務以外の利用に供する場合に必要な事項を定めるものとする。
- 2 本学の教職員は、教育上又は事務上必要であり、かつ、利用目的が適切と認められる場合には、3の事項を遵守することを条件に、学科等別の個人別成績データを利用することができる。
- 3 データ利用における遵守事項
  - (1) データの取扱いについては、愛知県公立大学法人セキュリティポリシー〔平成20年4月1日施行〕及び愛知県公立大学法人情報セキュリティガイドライン〔平成20年4月1日施行〕の規定に基づき適正に行うこと。
  - (2) 2のデータ利用における特別事項
    - ア 教員にあつては所属する学部長等が、職員にあつては所属する課室長が必要と認めていること。
    - イ データを利用するコンピュータは、外部との接続がなされていないものを使用するとともに、データの管理には十分注意をすること。
    - ウ 利用期間は原則として、データを受領した日から1年以内とすること。ただし、特別な事情がある場合には、この期間を延長することができる。
    - エ 利用後は確実な方法によりデータを削除し、その結果を入試・学生支援センター長又は看護学部選定の入試・学生支援センター副センター長へ報告すること。
- 4 データは、学務部又は守山キャンパス学務課職員が原則としてテキスト形式により、ウイルス等の感染がないことが確認されている媒体で、利用者へ手渡すものとする。
- 5 データ利用の手続
  - (1) 2のデータの受領を希望する場合は、様式1にウイルス等の感染がないことが確認されている媒体を添付し、長久手キャンパスにあつては学務部、守山キャンパスにあつては守山キャンパス学務課へ申請すること。
  - (2) 学務部又は守山キャンパス学務課は、それぞれ入試・学生支援センター長又は看護学部選定の入試・学生支援センター副センター長の決裁により提供データを作成するものとする。
  - (3) 3(2)ウにより利用期間の延長を希望する場合は、様式2により学務部へ申請すること。
  - (4) 3(2)エの利用結果の報告は、様式3により学務部へ提出すること。
- 6 入試・学生支援センター長又は看護学部選定の入試・学生支援センター副センター長は、2に係る申請及び報告に関し、必要な資料又は措置等を求めることができる。
- 7 2以外のデータの利用希望があつた場合には、その適否をその都度教務データ保護委員会で審議するものとし、この要綱を変更するものとする。
- 8 この要綱に疑義を生じた場合には、教務データ保護委員会の議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。